京都大学	博士 ( 文学 ) 氏	名 田口 佳奈
論文題目	平安時代の思想・神祗と社会変容	

## (論文内容の要旨)

本論文は、平安時代の思想および神祇制度の変遷について、日本独特の「宗廟」制度形成の問題を主軸としながら、犀利な分析を加えたものである。その際、近年明らかにされつつある古代から中世への社会変容と関連づけながら、精密かつ具体的な論証が展開されている。論文全体は、研究史をまとめた上で課題を提示した序章、全体の総括と今後の展望を示した終章のほか、全4章から構成される。

第1章「平安時代の内裏火災と儀礼」では、大内裏・内裏・里内裏の火災の後に行 なわれる廃朝・廃務などの儀礼の導入過程、およびその後の変遷を通じて、内裏火災 に対する貴族層の意識、内裏・里内裏を特別視する思想の変遷などを論じる。論者に よれば、火災後に行なわれる儀礼は内裏と里内裏では異なり、また焼けた殿舎の重要 性にも左右されるもので、そこには時代による変化が明瞭に認められる。すなわち廃 朝・廃務という政務休止儀礼は、内裏が実質的な政治機能をもっていた9世紀に導入 されたが、それは大極殿の火災を契機として、中国の宗廟火災・宮殿火災にともなう 儀礼を折衷する形で整えられたものであった。内裏火災後に廃朝・廃務を行なう例は それより定着し、当初は祖先の建造した宮殿の焼失に対する哀衷の意を示す儒教的儀 礼であったが、次第にそうした観念は薄れ、単に重大な事件であるから執り行ない、 その軽重に鑑みて日数を決めるものと理解されるようになったという。さらに論者 は、10世紀後葉以降、社会変容と連動するかたちで内裏火災・里内裏火災が頻発す るようになると、両者の儀礼的区別が発生したと論ずる。里内裏の場合には内裏より も簡略化された儀礼が行なわれ、さらに内裏が皇居としての機能を後退させるにつ れ、内裏火災後の儀礼も廃務から廃朝へと簡略化されたとする。かかるあり方は11 世紀を通じて定着していき、内裏・里内裏の機能分化が進んだ12世紀には確立し て、内裏が廃絶する鎌倉時代まで続いたと結んでいる。

第2章「神社の怪異と宗廟観念」では、第1章の考察を踏まえて、神社火災後の廃 朝・廃務儀礼を分析し、伊勢神宮・八幡宮(宇佐・石清水)を「宗廟」と称して尊崇 する日本独自の制度が生まれ、定着していった歴史過程を子細に跡づける。第一章で 論じられた内裏火災後の廃朝・廃務儀礼の創始とほぼ時期を同じくして、山陵(天皇 などの陵墓)火災後の儀礼として、中国における宗廟火災にともなう廃朝の制度が模 倣・導入された。これは山陵を宗廟に見立てる思想の表われであったが、論者によれ ば、かかる宗廟観念は11世紀初頭に転換を迎える。天皇の祖先を祀る宇佐八幡宮の 火災後の儀礼に、山陵火災のそれが転用され、11世紀を通じて伊勢神宮・香椎宮・ 石清水八幡宮の怪異や火災の際にも踏襲されていった。天皇に深く関わる神社の怪異 ・火災という重大事にあたり、陳謝の儀礼を朝廷で議論し実行していくことによっ て、伊勢神宮・宇佐八幡宮・石清水八幡宮・香椎宮は宗廟との関連性が貴族層に認識 されることになり、「国家の宗廟」と崇める意識が醸成されていったと論者は指摘す る。12世紀初頭には、皇統および国家の鎮護に深く関わる賀茂社の火災についても 廃朝儀礼が行なわれるようになったが、宗廟とは日数の点で区別が付けられた。この ことによって、宗廟の格式がいっそう明確に示されることになったという。さらに1 2世紀後葉の伊勢神宮内宮火災に際しては、廃朝・廃務の儀礼に「太廟」という概念 が持ち出され、「廃朝五日」という丁重な儀礼が行なわれるようになった。かくして 伊勢神宮内宮は他社と異なる地位を獲得し、その後「第一の宗廟」と称される端緒に なったと論じている。

第3章「寺社の活動と宗廟観念の形成」では、火災後の儀礼からさらに論を進め、 「大逆」なる用語に注目し、宗廟に関わる事件と朝廷による処罰方式を検討すること

により、宗廟概念がいかなる社会的要因によって生み出されたかを考究する。10世 紀後葉から11世紀初頭、宇佐八幡宮が朝廷に訴え出た事件の処理において、日本律 から削除された唐律規定、すなわち宗廟に対する大逆罪が初めて適用されたと論者は 推断する。さらに11世紀後半、朝廷が伊勢神宮・八幡宮を宗廟として尊崇する意識 が確認できる時期になると、宗廟神への罪科として大逆罪を適用し、赦免からも除外 するなど、宗廟侵犯に対する罪科の厳格化が進められた。同じような地位を求める寺 社からの強訴がしばしば起きるが、罪名や赦免の点で宗廟とは明確な区別が設けられ たという。宗廟社に関わる厳罰主義は、論者によれば12世紀初頭には定着した。例 えば延暦寺・石清水八幡宮による強訴に朝廷が屈したと解されている事件について も、大宰府官人が宗廟に対する罪科ありとして処罰される一方、宗廟社司は他権門の 訴えにては停任せずとして免罪されるなど、極端に宗廟観念を重んじる措置がとられ ていた。論者は12世紀段階の宗廟の地位の高さを如実に表現するものとして、この 事件を評価している。以上のような推移の要因として、10世紀後葉から11世紀に かけての社会変動が指摘される。宇佐八幡宮を始めとする有力神社がこの時期、権門 としての自立性を強め、朝廷に強訴したり、怪異報告を行なうことによって自社の地 位向上を図ったという。すなわち、宗廟観念の形成は朝廷内部の思潮にとどまるもの ではなく、社会変容の中でみずからの地位の確保・向上を意図する神社から朝廷への 働きかけによるものでもある、と論者は主張する。そして朝廷はこうした要求を受け 入れ、宗廟社を守護神として尊崇し、その祟りを畏れる意識から宗廟社を優遇する政 策をとったと結論づけている。

第4章「伊勢神宮神宝使の変遷」は、伊勢神宮に神宝を奉る使者の変遷を分析し、 そこに社会変容の影響と貴族意識の変化を見出した上で、ここまでに解明してきた宗 廟制度と同様の遷移形態が現われていることを述べる。論者によれば、神宝使は伊勢 神宮の神宝製作、移送、現地における不備対処までを一貫して担い、本来は弁官が勤 める役務であった。ところが10世紀に穢を禁忌とする意識が高まると、弁官の触穢 に際して神宝移送を神祇伯に委ねる弁代の制が始まり、やがて穢の頻発とともに弁代 参向が定着・先例化していった。これとほぼ同じ時期に遷宮行事所が成立すると、神 宝製作・神宮造営を含めた諸事を行事弁が、神宝移送を弁代が、現地での不備対処を 行事史が担掌するようになる。11世紀初頭には、神宝使は弁代の呼称を残したま ま、神宮諸祭や臨時奉幣の勅使と同様の性格を持つ役務に変質した。神祇伯の不在・ 不都合によって神祇副が弁代を勤め始めるが、神祇副は大中臣氏が任命されることが 多く、伊勢祭主や造宮使の近親であることもしばしばであった。かくして神祇官大中 臣氏が遷宮行事を専当するようになり、神宝使もその役務の一つと化した。さらに1 2世紀初頭には神祇伯王が神宝を奉持する慣例が生まれ、吉例と認識されるようにな った。伊勢神宮はこの時期、「第一の宗廟」という地位を獲得しており、内宮焼亡と いう大事に際しても、特に王である神祇伯が弁代に選ばれ、天皇の意を体して丁重な 礼を尽くしたと考定されている。

以上、第1章から第4章にわたる多角的な分析により、10世紀後葉から11世紀初頭における深刻な社会変容が、朝廷・貴族層の思想や神祇制度に影響を与えたこと、そののち11世紀を通じて新たな時代に即した制度が形成され、12世紀初頭にはそれが完全に定着したことが解明された。このように論者は、宗廟社を始めとする日本独自の思想や神祇制度の形成時期、およびその要因を丁寧に説明した上で、10世紀後葉~12世紀初頭が中世的な社会・国家・文化の形成期であったと結論づけている。

## (論文審査の結果の要旨)

本論文は、平安時代の政治・宗教思想と神祇制度の変遷について、日本独特の宗廟観念の形成を中心に、斬新かつ犀利な検討を加えたものである。全体は本論4章から構成され、その前後に研究史を整理して課題を述べた序章と、総括と展望を示した結語が配されている。

平安時代は古代から中世への移行期にあたり、かつて社会経済史的観点から研究が蓄積され、「王朝国家」論に代表される古典学説が生み出された。しかし、ここ四半世紀の平安時代史研究は、古典学説を基礎にしながら、古記録・儀式書などを精密に読解することにより、摂関政治期から院政期までの政治・財政システムを復原することに成功した。国家・社会の全体像を把握することで、10世紀後葉(あるいは後半・末期)に画期が見出され、これを古代から中世への転換点と考える研究者が増えつつある。同様の方法による宗教史研究も深化しており、とりわけ仏教・神祇に関わる儀礼の解明は著しく進んできた。

論者はこのような研究動向に棹さし、火災や怪異の後にいかなる朝廷儀礼が行なわれたかという観点から、古記録を中心とする諸史料を多面的に検討した。その結果、日本独特の宗廟観念の形成過程、およびその社会的要因が解明され、穢れ・祟りなどの思想との関わりも瞭然たるものになった。また、平安時代の宗教思想を考える上で神祇制度の問題は避けて通れない。本論文により、伊勢神宮と宇佐・石清水八幡宮が宗廟社として中世的神祇秩序の最上層を確保していく歴史が明らかにされたことは、これまでの二十二社制・一宮制研究とともに、平安神祇史論に確固たる基盤を築いたものと言ってよい。論者が扱う時代幅は9世紀から12世紀まで、すなわち平安時代全般にわたる。摂関政治期と院政期の壁を越えて古記録を読み込み、複雑な事件処理経過をたどることにより、思想・神祇の中世的変容の起点が10世紀後葉~11世紀初頭、変容から定着にいたる道程が11世紀、確立の時期が12世紀初頭と論定されたのは、時代区分論にも影響するところ大であろう。以下、本論文の構成に沿って、顕著な成果をかいつまんで述べる。

第1章「平安時代の内裏火災と儀礼」では、大内裏・内裏・里内裏の火災の後に行なわれた朝廷儀礼の変遷を論じて、内裏火災に対する貴族層の意識や、日本独自の宗廟観念が浮上した経緯を解明する。論者によれば、これらの火災後にはさまざまな陳謝儀礼が行なわれたが、廃朝・廃務という政務停止儀礼がとりわけ重要で、それは中国の宗廟火災・宮殿火災にともなう儀礼を折衷して整えられたものであった。大内裏・内裏・里内裏の政治的機能の変化にともない、廃朝・廃務をどのように適用するかが議論され、定式化されていくが、それは10世紀後葉における創始、11世紀における順次的な定着、12世紀における確立という段階を踏んだ。「火災一廃朝・廃務一宗廟」の連関性を初めて指摘し、第2章以下の基礎になるとともに、広く平安時代の王宮・王権全般の理解にも寄与する論考である。

第2章「神社の怪異と宗廟観念」では、神社火災後の廃朝・廃務儀礼を分析し、伊勢神宮と宇佐・石清水八幡宮を宗廟と称して尊崇する、日本独自の思想・制度が形成された歴史を跡づける。9世紀には特定の山陵(天皇・皇后陵)の火災に際し、中国における宗廟火災後の廃朝制度が模倣された。しかし論者が重視するのは、11世紀初頭における転換である。この時期、天皇の祖先を祀る宇佐八幡宮の火災後儀礼に山陵火災のそれが転用され、さらに11世紀を通じて伊勢神宮・香椎宮・石清水八幡宮に拡大し、これらの神社を「国家の宗廟」と崇める思想が醸成された。12世紀には他社の動きが封殺され、伊勢神宮と八幡宮の隔絶した地位が定まり、中世的神祇秩序が確立したとする。宗廟観念形成の時期を実証的に確定したこと、その始原が宇佐八幡宮にあった事実を解明したことは、今後の研究の立脚点となる重要な業績である。

第3章「寺社の活動と宗廟観念の形成」では、宗廟社に関わる事件の処罰方式を

検討することにより、日本独特の宗廟観念が創出された社会的要因を論ずる。10世紀後葉から日本社会は大きな変容をとげるが、宇佐八幡宮も大宰府と対立しながら権門として自立していく。論者によれば、11世紀初頭に宇佐八幡宮が訴え出た事件につき、神の祟りを畏れる朝廷は、日本律で削除されたはずの宗廟毀損の大逆罪を初めて適用した。王権にとって特別な意味をもつ神社がみずからの社会的地位の確保・向上をめざし、朝廷に強力に働きかけることによって、宗廟という観念が導入されたとする。同様の動きは伊勢神宮・香椎宮でも確認できるが、それ以外の国家鎮護神はかかる優遇策から外され、12世紀初頭には宗廟概念が完全に定着したと評価する。思想・神祇の変化を社会状況から具体的に説明した意欲的考察であり、また中国の宗廟制度が平安時代になって再評価され、日本独特の神祇秩序に結実したという論点は「国風文化」の理解にも再考を促すであろう。

第4章「伊勢神宮神宝使の変遷」では、伊勢神宮の神宝を製作・移送する神宝使の変遷を分析して、そこに社会変容の影響と貴族意識の変化を見出し、宗廟制度と同様の歴史過程をたどったことを述べる。神宝使は本来、太政官の弁官が担当する役務であったが、やがて穢意識の肥大化によって職務遂行が困難になり、神祇伯が弁代として勤める制が始まった。造宮行事弁による神宝製作と弁代による神宝移送がかくして分離したが、11世紀には神祇官に勢力を広げる大中臣氏が弁代になる例が増えた。それでも神祇伯王氏の神宝移送は吉例と認識され、第一の宗廟と見なされるようになった伊勢神宮に対して、天皇の意を体した王氏が丁重な礼を尽くしたという。周到な論証により、伊勢神宮に対する貴族層の意識をみごとに摘出し、宗廟創出論を裏打ちすることに成功している。

このように本論文は、宗廟を基軸として平安時代の思想・神祇に新たな光を当て、社会変容との連関を実証的に論ずることにより、10世紀後葉~12世紀初頭が中世的な社会・国家・文化の形成期であったことを解明した研究として高く評価できる。平安時代の思想・宗教を考える上で不可欠の業績となるものと言えよう。宗廟観念の受容について、法継受史・比較史的な観点からの論及に乏しい点が惜しまれるが、それは論者の今後の研究課題とすべきところであり、本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2014年7月24日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。